

# 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 素案

令和3年6月

こども青少年局



# 目次

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正 .....	1
(2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定 .....	2
(3) 子どもの貧困と子どもの貧困率 .....	3
(4) 第1期計画の振り返り .....	5
2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について .....	8
(1) 計画の趣旨 .....	8
(2) 計画の位置づけ .....	8
(3) 計画の期間 .....	8
(4) 計画の対象 .....	8
第2章 本市における子どもの貧困の状況について .....	9
1 子どもの貧困に関する実態把握について .....	9
(1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査） .....	9
(2) 支援者等ヒアリング .....	10
2 本市の子どもの貧困に関する状況 .....	12
(1) 家庭の経済状況 .....	12
(2) 子どもの状況 .....	20
(3) 保護者の状況 .....	39
3 子どもや家庭を取り巻く課題 .....	46
(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響 .....	46
(2) 子どもの学力や進学機会の格差 .....	46
(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下 .....	47
(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭 .....	47
(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因 .....	48
(6) 新型コロナウイルス感染症の影響 .....	48
第3章 本市の子どもの貧困対策 .....	49
1 基本目標 .....	49
2 施策展開にあたっての基本的な考え方 .....	49
3 施策の体系 .....	50
4 計画の進捗状況の把握 .....	51

第4章 子どもの貧困対策に関する取組 .....	52
【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】 .....	52
1 子どもの貧困対策の基盤について .....	52
2 主な取組.....	52
【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】 .....	55
1 施策の方針.....	55
2 主な取組.....	55
【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】 .....	59
1 施策の方針.....	59
2 主な取組.....	59
【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】 .....	61
1 施策の方針.....	61
2 主な取組.....	61
【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 .....	64
1 施策の方針.....	64
2 主な取組.....	64
第5章 計画の推進体制等について .....	69
1 計画の推進体制等.....	69
2 様々な主体による計画の推進と人材育成 .....	69
3 国や県などの関係機関との連携.....	70

# 第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

## 1 計画策定の背景

### (1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。）の施行から5年が経過し、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号。以下「改正法」という。）が公布され、同年9月に施行されました。

#### 【改正法の主なポイント】

- ◆ 目的の充実として、以下の事項が明記
  - ・子どもの将来だけでなく「現在」に向けた対策であること
  - ・貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
- ◆ 基本理念の充実として、以下の事項が明記
  - ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
  - ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
  - ・貧困の背景にある様々な社会的要因があることを踏まえること

#### 【改正法（一部抜粋）】

##### （目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

## (2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年8月、政府は法律の規定に基づき、基本的な方針や子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、総合的な対策を推進してきました。

その後、平成30年11月、政府は「子どもの貧困対策会議」を開催し、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取し、令和元年度内を目途に、新たな大綱の案の作成を行うことを決定しました。

有識者会議での議論の結果、令和元年8月には「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、大綱に基づき各種の支援が進捗し、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された一方、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、状況は依然として厳しいこと等が指摘されました。

そして、令和元年11月には有識者会議での提言を踏まえて、改正法に基づく新たな大綱（以下「新大綱」という。）が閣議決定されました。

新大綱においては、「子供の貧困に関する指標」として「食料又は衣料が買えない経験」等の新たな指標が追加され、指標の改善に向けた4つの重点施策が引き続き示されています。

## 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

<b>I 目的・理念</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。</li> <li>○ 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。</li> </ul>	
<b>II 基本的な方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援</li> <li>○ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮</li> <li>○ 地方公共団体による取組の充実など</li> </ul>	<b>IV 指標の改善に向けた重点施策</b> <b>教育の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上</li> <li>○ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障</li> </ul> </li> <li>○ 高等学校等における修学継続のための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援</li> </ul> </li> <li>○ 大学等進学に対する教育機会の提供</li> <li>○ 特に配慮を要する子供への支援</li> <li>○ 教育費負担の軽減</li> <li>○ 地域における学習支援等</li> </ul> <b>生活の安定に資するための支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等</li> </ul> </li> <li>○ 保護者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の自立支援、保育等の確保 等</li> </ul> </li> <li>○ 子供の生活支援</li> <li>○ 子供の就労支援</li> <li>○ 住宅に関する支援</li> <li>○ 児童養護施設退所者等に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭への復帰支援、退所後の相談支援</li> </ul> </li> <li>○ 支援体制の強化</li> </ul>
<b>III 子供の貧困に関する指標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率</li> <li>○ 高等教育の修学支援新制度の利用者数</li> <li>○ 食料又は衣料が買えない経験</li> <li>○ 子供の貧困率</li> <li>○ ひとり親世帯の貧困率</li> </ul> <p>など、39の指標</p>	<b>経済的支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施</li> <li>○ 養育費の確保の推進</li> <li>○ 教育費負担の軽減</li> </ul>
<b>施策の推進体制等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;子供の貧困に関する調査研究等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究</li> <li>○ 子供の貧困に関する指標に関する調査研究</li> <li>○ 地方公共団体による実態把握の支援</li> </ul> </li> <li>&lt;施策の推進体制等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国における推進体制</li> <li>○ 地域における施策推進への支援</li> <li>○ 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開</li> <li>○ 施策の実施状況等の検証・評価</li> <li>○ 大綱の見直し</li> </ul> </li> </ul>	

### (3) 子どもの貧困と子どもの貧困率

#### ア 子どもの貧困

「子どもの貧困」の定義は改正法や新大綱においても明確には示されていません。

しかし、家庭の経済的困窮その他の様々な要因により、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりする(剥奪がある)こと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況があります。

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を実現するため、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると考えられています。

#### <新型コロナウイルス感染症の影響>

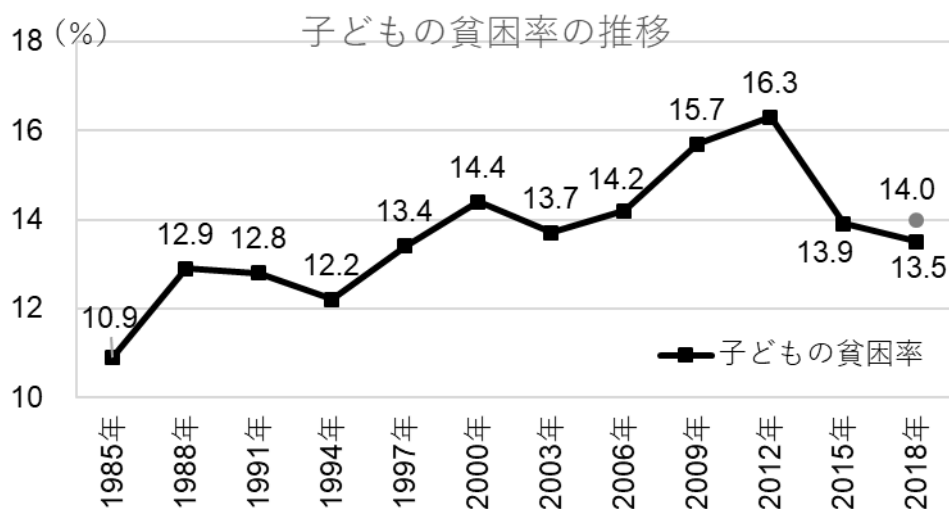
世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、我が国においても多くの人々の生活を一変させました。子育て世帯においても、外出自粛に伴う景気の悪化や企業等の業績不振に伴う失業の増大などの家庭に対する影響だけでなく、長期休校や友達と関わる機会の減少による学習や心身への影響など、子どもにも大きな影響を与えています。

また、日本や欧米諸国などの先進国 41 か国で感染症の子どもへの経済的影響を分析した、国連児童基金(ユニセフ)の報告書(令和2年12月公表)によると、少なくとも今後5年間は子どもの貧困が増加し、感染症発生以前の水準を上回ると予想されており、長期的な子どもの貧困対策の必要性が提言されています。

## イ 子どもの貧困率

子どもの貧困に関する指標の1つとして、新大綱においても設定されている子どもの貧困率は、OECDの基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得<sup>1</sup>が、貧困線<sup>2</sup>に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30(2018)年の全国の子どもの貧困率は13.5%(新基準<sup>3</sup>においては14.0%)となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。



出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

<sup>1</sup> 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得

<sup>2</sup> 国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。

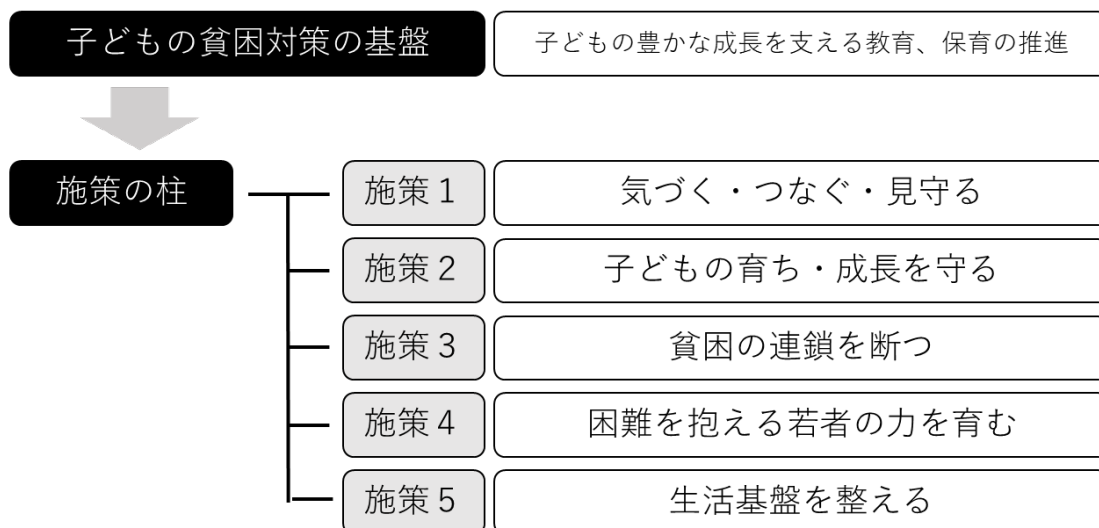
<sup>3</sup> 平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準(従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの)を基に算出した子どもの貧困率



#### (4) 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）では「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を対策の基盤とし、5つの施策の柱に沿って様々な取組を進めてきました。主な取組状況は以下のとおりです。

##### ■第1期計画の体系



##### 【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進】

- 保育所等の受入枠の拡大を図るとともに、保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成、保育士宿舍借上げ支援事業の拡充や、幼稚園教諭等住居手当補助事業の創設など、保育者の確保に取り組みました。
- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- 保育・教育の質の確保・向上に向けて、各種研修の実施、園内研修・研究の推進、本市の保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言」の策定等に取り組みました。また、「横浜版接続期カリキュラム」の改訂など、幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続の推進を図りました。
- 家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対して、学校等において学習支援を行う放課後学び場事業について、実施か所数を拡充しました。
- 人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用できるよう、校内研修の推進に力を入れました。
- はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参加の意識を育みました。

### 【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

- 母子保健コーディネーターを全区に配置するなど、区役所と地域子育て支援拠点の連携による「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立に取り組みました。
- 児童虐待が多様化・深刻化する中、迅速かつ適切に支援を行うため、区役所や児童相談所の機能強化、警察や医療機関等の関係機関との連携強化を推進しました。
- 子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、立ち上げ等に関する補助金の交付やアドバイザーの派遣による相談支援等を実施しました。

### 【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

- 放課後の安全・安心な居場所を確保するため、放課後キッズクラブの全小学校への設置や放課後児童クラブの基準適合に向けた支援策の強化を図りました。
- 青少年関連施設の運営や青少年の地域活動拠点づくり事業の実施により、多様な体験活動や交流の機会、居場所の提供に取り組みました。
- 区役所や児童相談所と連携して、支援が必要な家庭を見守る「横浜型児童家庭支援センター」について、全区設置に向け取り組みました。

### 【施策3 貧困の連鎖を断つ】

- 養育環境等に課題がある家庭に育つ小・中学生への生活習慣の習得及び学習支援を行う寄り添い型生活支援事業について、実施か所数を拡充しました。
- 将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を行う寄り添い型学習支援事業について、受入数を拡大しながら全区で実施しました。
- 生徒の相談にきめ細かく対応できるよう、市立定時制高校の相談ニーズに合わせ、平成29年度からスクールカウンセラーの配置人数を増やしました。
- 全ての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。

### 【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

- 青少年相談センター等において、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施、各区での若者支援セミナー・相談会の実施など、身近な地域で必要な支援につなげるための取組を進めました。
- 児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、居場所の提供のほか、支援コーディネーターによる就労や進学等の生活全般にわたる情報提供等の相談支援を行いました。

### 【施策5 生活基盤を整える】

- 令和元年11月支給分から、児童扶養手当の支給回数を年3回から年6回に変更しました。
- ひとり親家庭の総合的な支援窓口である「ひとり親サポートよこはま」を通じて、就労相談やひとり親家庭同士の交流、養育費セミナーなど、様々な支援に取り組みました。

## 第1期計画の目標値の振り返り

- 第1期計画においては、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとして、子どもの成長段階等に応じた目標を設定しています。
- 前述の様々な取組を進めてきた結果として、多くが計画策定時より改善しています。
- 子どもや家庭を取り巻く状況が日々変化している中、現在の本市の子どもの貧困実態を把握し、第2期計画に基づき、引き続き対策を強化していく必要があります。

対象	目標	目標値 (令和2年度)	計画 策定時	直近の 実績
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	95.7% (※1)以上	92.3% (26年度)	96.8% (R元年度)
未就学期	保育所等待機児童数	0人 (※1)	8人 (27年4月)	16人 (3年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	78.6% (※1)以上	53.4% (26年度)	81.7% (R2年度)
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小:75.0% (※2)以上	小:74.2% (26年度)	小:80.0% (R元年度)
		中:65.0% (※2)以上	中:64.2% (26年度)	中:70.5% (R元年度)
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	75.0% (※2)以上	69.8% (26年度)	67.1% (R元年度)
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	1,200人	488人 (26年度)	1,055人 (R元年度)
高校生	市立高等学校における就学継続率(※3)	95.0%以上	93.1% (26年度)	94.0% (R2年度)
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※4)	99.0%以上	97.9% (26年度)	99.7% (R2年度)
困難を抱える 若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,500人 (※1)以上	1,082人 (26年度)	1,198人 (R元年度)
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	1,900人 (※1)以上 (26年度～ 7か年累計)	303人 (26年度)	2,290人 (26年度～ 6か年累計) R元年度:337人

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値(平成31年度) ※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値(平成30年度)

※3 卒業者数を入学者数で割った値 ※4 進路決定者数を卒業者数で割った値

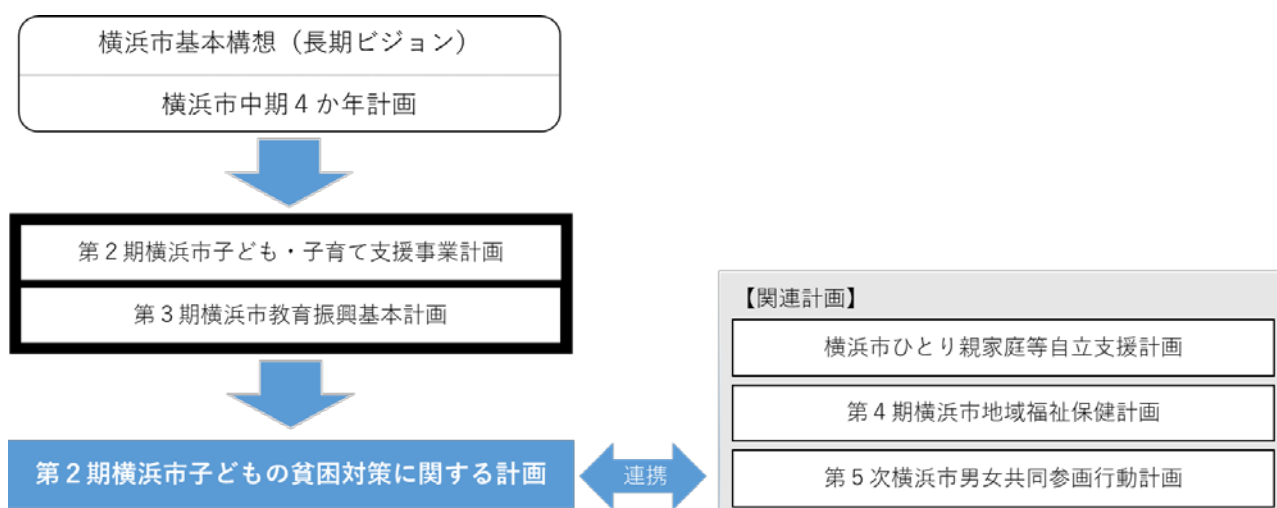
## 2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について

### (1) 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2018-2021」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。



### (3) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### (4) 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭